

令和2年度前期技能検定の中止に係る受検手数料の返還要領

広島県職業能力開発協会

1 目的

令和2年度前期技能検定について、新型コロナウイルス感染症に関する状況を踏まえ、中止することとなったので、受検申請のあった者に検定手数料を返還する。

2 内容

受検申請者を「個人の受検者」と「とりまとめの受検者」とに分け、とりまとめの受検者については事業所・団体・学校等の窓口に対して、返還に係る文書を送付する。

- 受検者個人に返還する場合

様式1を提出する。口座名義は受検者本人又は本人が委任した者とする。

- とりまとめ先に一括返還する場合

様式2と名簿を提出する。受検者個人の申請書は不要とし、受検者から委任されたものとみなす。

- とりまとめの受検者を一括返還と個別返還に分ける場合

一括返還は様式2と該当する名簿を提出する。個別返還は様式1を提出する。

返還に係る振込手数料は、協会が全額負担する。

ただし、口座番号等の記入誤りなど、協会の責任に帰さない理由により返還ができなかった場合、再度手続きに係る手数料は受検申請者の負担とする。(返還金額から手数料を引いた額を返還する。)

3 返還対象者

- (1) 受検申請者本人
- (2) 受検申請者から委任されたとりまとめ先（事業所・団体・学校）

4 申請手続

受検申請者本人からの返還申請書（様式1）、又は、とりまとめ先からの返還申請書（様式2）を提出する。

5 提出期限

令和2年7月10日（金）までとする。

6 返還方法

原則として口座振込とする。返還の通知はしない。

7 返還時期

提出された返還申請書（様式1又は様式2）を受検者名簿と照合の上、返還対象者として認められた場合は、令和2年8月上旬に「返還申請書」に記載された振込先口座に返還する。

8 根拠規定

広島県手数料条例第5条

（手数料の返還）

第五条 既納の手数料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

以 上